

# 福彩支援ニュース 第42号 2024.8



発行:福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称:福彩支援)

ウェブサイト <http://fukusaishien.com/>

電子メール [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com)

郵便振替口座番号 00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援

【連絡先】

北浦恵美 tel:04-2943-7578 fax:04-2943-7582

★訴訟についてメールでも随時お知らせしています。配信ご希望の方は [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) へご連絡を!

## 福島原発さいたま訴訟

### 第4回 控訴審口頭弁論期日

# 2024/9/19(木)15時開廷

場所:東京高裁

集合:14時20分東京高裁正門前(★)

ぜひ傍聴に  
来てください!

満員の傍聴席の  
熱気が  
福彩弁護団の  
パワフルな闘いを  
支えています。

## 報告集会

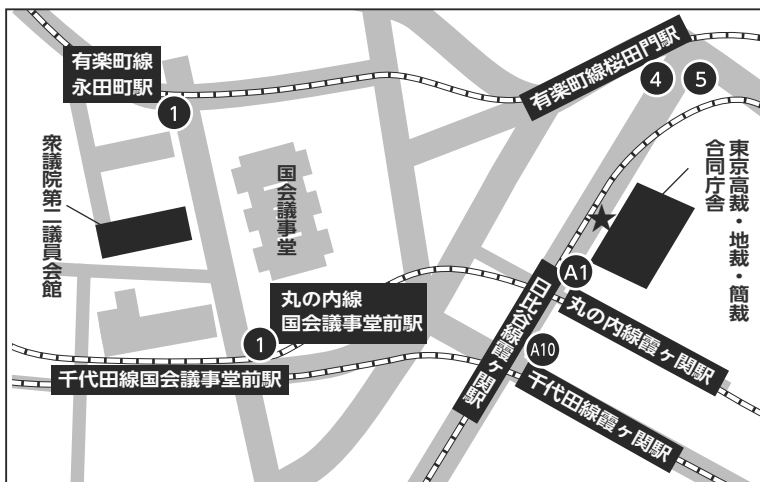
日時:2024年9月19日(木)  
16時~18時

場所:衆議院第二議員会館  
第2会議室

弁護団、原告、各地から報告  
ゲストスピーカー

**辻内琢也さん**

(早稲田大学人間科学学術院教授、  
早稲田大学災害復興医療人類学研究所所長)



## 原発事故は国の責任!

国策として進められ、万が一にも事故を起こさないと  
言っていた原発が未曾有の大事故を起こしても国の  
責任がない!?!とした未曾有の最高裁判決。

仮定に仮定を重ね、国の責任を認めない判断の  
根拠は不明確かつ杜撰。

やってないけど、やったとしても防げなかった、と  
いう対策はいったいどんなものなのか?

やったとしても防げないような自然災害が来る恐れ  
が充分にあることを私たちは知っています。やったと  
しても防げないのなら、止めればよかったのでは?

万一また自然災害で事故があっても、やってい  
てもやっぱり防げなかった、というの?

こんな不当で愚かな判決を覆す東京高裁判決を  
求めます。ぜひ、傍聴に足をお運びくださいますようお  
願いたします!

## 控訴審第3回期日報告

5月28日東京高裁第3回期日に足を運んでくださった皆様本当にありがとうございました。

たくさんの皆様に支えられて、第3回期日を皆さんと共に迎えられたこと、心より感謝申し上げます。

次回期日は9月19日(木)15時開廷となりました。引き続きのご支援をよろしくお願いいたします。

第3回期日と報告集会のご報告をさせていただきます。期日では、責任論・損害論それぞれの弁護団意見陳述が行われました。

### 一審原告ら代理人意見陳述

事件番号 令和4年(ネ)第3396号

損害賠償請求控訴事件

控訴人 67名

被控訴人 国 外1名

令和6年5月28日

東京高等裁判所第24民事部御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 吉廣慶子  
外

### 第1 はじめに

今回一審原告らが提出した責任論準備書面6及び7は、最高裁が令和4年6月17日に示した考え方に従い、本訴で主張立証されている事実関係に基づき検討すれば、その結論は最判の事案における判断とは異なりうること、本訴訟で主張立証されている事実関係は、最判の各事案において論じられていない新たな事情であり、その事実関係に関する判断は結論に影響を及ぼす重要なものであること、したがってこの点について十分審議することなく訴訟上の事実関係が異なる上記最判の結論部分だけ踏襲するような判断が行われるとすれば、その判断は、上記最判の示した考え方自体と抵触するものとなる結果、上告理由となることは明らかであることを述べたものです。以下、その概要を説明します。

### 第2 令和4年最高裁判決要旨

#### 1 本訴では、上記最判と同様の結論を導くことができないこと

最高裁は令和4年6月17日、要旨以下の事実関係の下では、国の規制権限不行使と結果との因果関係を認めることができず、国賠法上の責任を認めることはできないと判示しました。

① 電力会社が設置し運営する原子力発電所の原子炉に係る建屋の敷地に地震に伴う津波が到来し、上記建屋の中に海水が浸入して上記原子炉に係る原子炉施設が電源喪失の事態に陥った結果、上記原子炉施設から放射性物質が大量に放出される原子力事故が発生した場合において

②i 上記原子力事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤、防波堤等の構造物を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。

ii・・・以下中略

vi 本件事故前に試算された津波の高さは、上記建屋の敷地の南東側前面において

上記敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては上記敷地の高さを超えることはなく、上記津波と同じ規模の津波が上記発電所に到来しても、上記敷地の東側から海水が上記敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、津波の到来に伴い、上記敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が上記敷地に浸入した。

この点、本訴においては、最判が示した上記事情が認められない、あるいはこれと異なる事情が認められる結果、上記最判と同様の結論を導くことはできません。以下詳細を述べます。

#### 2 ②viに該当する事情がないこと

まず、最判が示した上記②viの事情の有無を検討する前提として、②iについて論じます。

上記最判は、②iで「事故前当時の原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された

原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置して上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった」ことを、国の規制権限行使と結果との因果関係の否定する要素の1つとして挙げています。

この点上記最判は、ここでいう「安全設備等」とはどの設備を指し、「安全設備等の設置された原子炉施設の敷地」とはどの敷地を指すのか、定義を明確にしています。

もっとも、上記最判の原審判決は、いずれも「事故前当時の津波対策の基本」について、「本件事故当時までは、津波対策としては、ドライサイトコンセプト、すなわち安全上重要なすべての機器が設計基準津波の水位より高い場所に設置されることなどによって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐという考え方が主流であった。」「原子炉施設の敷地高を超える津波が到来する場合に備えて、原子炉の安全機能を保持するための対策としては、防潮堤の設置により津波が敷地に浸入すること自体を防止することが最も確実」などと、それぞれ判示しています。上記最判は、これらの原審判決を受けて判断されたものであり、かつ、最判自体が改めて「安全設備等」の定義を明示してはいない以上、最高裁は、「事故前当時の津波対策は、安全上重要なすべての機器が想定津波による浸水により機能を喪失し、原子炉の安全機能が損なわれることのないよう、上記安全設備等のすべてが設置された敷地を想定津波による浸水から防護するような防潮堤を設置することを基本」とするものであった、という点を重視する4つの原審判決に通底する考え方を、踏襲していると言えます。

そのうえで、上記最判は、本件事故前当時、本件原子炉施設の「安全設備等」に該当する設備とは、どこに設置されたどの設備であるかを明らかにしていない以上、この点に関する判断は、弁論主義の下、個々の訴訟当事者の主張立証にゆだねられることとなります。

この点、上記最判の各原審ではいずれも、10m盤のタービン建屋内に設置された非常用電源設備類が、津波による浸水から防護されるべき安全設備等（安全上重要なすべての設備等）に該当することは議論の前提としていたものの、それ以外の「安全上重

要なすべての設備等」がどこに設置されているのか、具体的に特定されていませんでした。そのため、それぞれの安全設備がどこに設置され、それらが設置された敷地を想定津波による浸水から防護するような防潮堤とはどこにどのように設計されたと考えるのが合理的かも、争点になっていませんでした。

上記最判の各原審判決は、本件事故前、想定津波に対する防護が必要と考えられていた対象設備（安全設備等）を具体的に特定しないまま、紛争当事者間で防護対象であることに争いのない設備（10m盤上の建屋内に設置された電源設備）を、本件事故前どのように想定津波に対して防護したと考えるのが合理的か（水密化か防潮堤か）の点についてのみ、判断を下しました。

もちろん想定津波に対して10m盤上の電源設備も防護対象とする必要がありましたが、当時の規制基準からすれば、10m盤を防護するだけでは、想定津波に対して原子炉の安全性が保持されるものと規制庁が評価し、当該対策工事を認可したとは考えられません。しかし、この点（当該対策の現実可能性）は当事者間で争点となっていなかったため、電源設備が設置されている10m盤のみ浸水から防護するという津波対策が、本件事故前に実施された蓋然性があるか否かについては判断する必要がないまま、結論が導かれているのです。

この点本訴で一審原告側は、10m盤の浸水防護だけを目的とした津波対策である限り、上記最判の当事者双方が主張していた方法（水密化・防潮堤）はいずれも、本件事故前に講じられたとは合理的に考えられないと主張しています。つまり、本件事故前当時の各種安全規制に基づけば、4m盤上の各種取水ポンプはそれぞれ、10m盤上に設置された電源設備（非常用DGや配電盤）と同レベルに重要な安全設備に分類され、防護対象とされていた以上、想定津波による浸水から防護されるべき「安全設備等が設置された原子炉の敷地」には当然、10m盤と同様、4m盤が該当すると主張しています。

なお、本訴では一審被告国も、10m盤は「安全上重要な機器のほとんどが設置される主要建屋の敷地」であると説明しており、「安全設備等（安全上重要なすべての機器）が設置されている原子炉の敷地」

が10m盤だけではないことを認めています。

したがって、本件の事実関係においては、上記最判で想定津波に対する防護対象とされた「安全設備等が設置された原子炉施設の敷地」には4m盤と10m盤が該当し、仮に本件事故前に想定津波による浸水から4m盤と10m盤を防護するための防潮堤等が存在した場合、その存在と本件結果との因果関係ないし本件結果回避可能性が、本件で判断されるべきこととなります。

なお、非常時にも原子炉の安全な運転を確保するためには、原子炉の安全系統に属する機器類の「すべて」が同等に防護されている必要があり、その一部でもその機能を喪失すれば、当該安全系統が全体として機能喪失する恐れがあることは、本件事故前から認識されていました。したがって、仮に10m盤に「安全上重要な機器の『ほとんど』が設置されていた」としても、10m盤への想定津波の浸水を防護する対策を講じるだけでは、想定津波に対して原子炉の安全機能が防護されているとは当時の規制庁から評価されず、その対策工事のみの実施が認可された蓋然性はありません。

### 3 ②viの事情が存在しないこと

平成20年試算によれば、想定津波は、**本件原子炉施設の安全設備等が設置された4m盤の東側前面において、その敷地高さを超えて浸水すること**が見込まれていました。そして、4m盤上に設置された各種取水ポンプが機能喪失すれば、各取水ポンプが属する複数の安全系統が機能喪失し、炉心冷却材喪失、全交流電源喪失といった過酷事故を惹起することが想定されていました。

したがって、本訴の事実関係においては、上記最判の要素vi「試算された津波の高さは、・・・東側前面においては上記敷地の高さを超えることはなく、上記津波と同じ規模の津波が上記発電所に到来しても、上記敷地の東側から海水が上記敷地に浸入することは想定されていなかった」という事情が存在しません。

### 4 事故の機序(要素①との関係)

本件では、4m盤上の残留熱除去系海水ポンプが浸水により機能喪失した結果、非常時の残留熱除

去系統がその安全機能を失い、炉心冷却材喪失事故が惹起されました。あわせて4m盤上に設置された非常用ディーゼル冷却系のポンプも浸水により機能喪失し、交流電源喪失事故の発生原因の1つになりました。本件津波が到来する前から、想定津波が実際に到来すれば、4m盤上の上記各種ポンプがその機能を喪失し、これに連鎖して原子炉の当該安全系統の機能が全体として喪失することは認識されました。しかしながら防護措置が講じられないまま、本件で想定通り原子炉の安全機能を喪失しました。

本件では10m盤上の建屋内にも浸水したことで電源設備も被水しました。10m盤への浸水は、想定津波によっても見込まれていたため、10m盤への浸水を防護するための防潮堤の設置も必要でした。しかし、先に述べた通り、OP+10mを超える高さの津波の到来が想定された場合、10m盤上への浸水さえ防護できれば原子炉の安全性を確保でき、過酷事故が発生しないとは、事故前当時、合理的に考えられていませんでした。

本件では4m盤上への浸水の結果、想定通り、本件原子炉の安全機能を喪失し、事故原因となりました。最判は上記①において、「10m盤上の建屋内に海水が浸入して原子炉施設が電源喪失状態に陥った結果、」事故が発生したという単一原因による事故であったことを、最判同様の結論を導くための前提要素として挙げています。しかし本訴で主張立証されている事実関係においては、本件事故は、10m盤上の電源設備の被水という単一原因によって発生したものではありませんでした。したがってやはり本訴においては、最判同様の結論を導くための前提要素に欠くと言わざるを得ません。

### 5 国が適切に規制権限を行使していた場合、技術基準適合命令と併せ一時停止命令を発出したと考えるのが合理的であること

本件において、国の規制権限行使による本件結果の回避可能性、あるいは規制権限不行使と結果との因果関係の有無、を判断するにあたっては、国による規制権限行使が適切になされたことを前提として仮定しなければなりません。国が不適切に規制権限を行使したことを仮定して、その不適切な規制権限行使によって結果を回避できたか否かを論じても無意

味だからです。

すでに述べたとおり、本件事故前の試算によれば、想定津波の到来によって 4m盤はその東側から来る波の影響で大幅な浸水が予見されていました。4m盤以外には上記各種ポンプは設置されておらず、他に同じ機能を有する代替設備も準備されていませんでしたから、本件事故当時の基本的考え方からすれば、想定津波に対して原子炉の安全機能を維持するため、各取水ポンプが設置された 4m盤に浸水防護措置を講じることは、10m盤の浸水防護と並び同等に重要でした。想定津波に対して安全設備等が防護されていない上記の状態は、安全設計審査指針2第2項のみならず、同指針24第2項、25第2項、26第2項にも抵触する危険な状態でありました。

上記の基準不適合な状態は、原子炉施設の「使用の制限」(稼働制限)を命じることによっては解消されないため、規制庁としては技術基準適合命令を発することになります。そして、規制庁として当該原子炉の技術基準適合性を認めず、適合命令を発する以上、安全基準を満たさない当該原子炉の運転を、対策工事が完成するまでの間許容することはできません。

したがって、規制庁は、技術基準適合命令を発した場合、同時に一時停止命令を発したと考えるのが合理的です。

そうすると、本訴においては、本件事故前、国が東電に対して規制権限を適時適切に行使していたとすれば、4m盤と 10m盤への想定津波の浸水を防護する対策を講じるよう技術基準適合命令を発するとともに、その対策工事が完成するまでの間、本件原子炉の運転につき一時停止命令を発したと仮定して、当該規制権限行使による本件結果の回避可能性(因果関係)を判断することとなります。

## 6 結論

以上の事実を立証するため、原審原告らは今回、原子力工学の専門家である渡辺敦雄氏の意見書を提出し、同人の尋問請求をしています。本訴において、最高裁が示した考え方にに基づき国の規制権限行使と結果との因果関係の有無を判断するためには、原告らの主張する事実関係について真偽を明らかにし、これを踏まえて 最判で示された考慮要素の有無

を判断することは不可欠です。この点についての実質的な審議を経ずに結論を導くとすれば、その判断には明らかな理由不備があり、上告理由となることは明らかです。

裁判体には、適正な審理をなされることを望みます。

\*.....\*

報告集会では、各地で闘っておられる裁判の取組も報告していただきました。ご参加いただいた皆様本当にありがとうございました。

## 2023年度支援する会 活動報告

福島原発さいたま訴訟は、2014年6月の第1回期日から9年、原発事故発生からは、12年4か月。舞台は東京高裁に移りました。

これだけの年月を事故により避難されてきた方は、どう過ごされてきたでしょう。理不尽で悔しく哀しい思いをされてきました。第 1審判決への怒り、国の責任を認めないあまりにもひどい判決でした。辻内先生の報告で避難者の方の苦しみが改めて示されています(辻内先生のパワポ資料、動画をぜひご覧ください)。今も被害を受け続けているのです。この人災はふるさとを奪うという、未だかつてない被害を生み、失われたものはあまりにも大きく、12年が経過して、なお被害を与えるのです。

わたしたちは 2度とこのような人災を繰り返してはなりません。そしてそれは、原発を止めさえすれば、できるはずです。そのことがなぜできないのか、東電や国の醜い言い逃れを聞いたたび、それがその理由なのだ、と勝手に思いました。しかし、裁判所が国の責任を認めない、という理不尽で愚かな判決を出しました。彼らは被害者の声を聴いたのでしょか。この事故を繰り返さないという決意はあるのでしょうか。

被害者の声を聴くこと、伝えることを決して止めてはならない、と改めて思いました。

控訴審に向けて原告「がんばる会」が結成されました。これから、原告「がんばる会」と弁護団と支援する会のみなさんと共に、傍聴席から、この裁判を引き続き見守ってください。何卒よろしく願いいたします。

原告「がんばる会」と弁護団と支援する会のみなさ

んと共に、傍聴席から、この裁判を引き続き見守ってください。何卒よろしくお願ひいたします。

2024年度の支援する会総会につきましては、書面報告とさせていただきます。

ご質問やご意見など、メール等でお寄せ下さい。何卒よろしくお願ひいたします。

## 2024年度活動方針

- 1) 原告団・弁護団の闘いを支え、勝利するまでともに歩んでいきます。
- 2) 裁判の内容を広く市民に伝える広報活動を行います。
- 3) 原告団と連携して原告団・支援者交流会を開催します。
- 4) 裁判の傍聴と報告集会に参加します。毎回の法廷をいっぱい!!
- 5) 会員を拡大しカンパを募ります。

**支援する会の年会費は一口 1,000円です。**

## 福島原発さいたま訴訟を支援する会会員

(2024.7.1現在 191名)

都道府県・埼玉县市町村	会員数
東京都	22名
神奈川県	4名
千葉県・群馬県・長崎県	各2名
大阪府・京都府・福島県	各1名
埼玉県	158名
さいたま市	60名
所沢市	29名
久喜市	9名
川越市	8名
三郷市	7名
新座市	5名
上尾市・加須市	各4名
越谷市・秩父市・川口市	各3名
春日部市・本庄市・戸田市	各2名
草加市・吉川市・飯能市・入間市熊谷市・狭山市・日高市・和光市志木市・ふじみ野市・蕨市・北本市・伊奈町・三芳町・寄居町・長瀨町・皆野町	各1名

## 福島訴訟の経緯と活動報告 2023年7月～2024年6月 (2024.6.30現在)

2022/7/9	原告説明会(最高裁判決について)
2022/12/6	「所沢市にある環境省勧業調査研修所で実施予定の実施事業」との報道
2022/12/12	「福島除染残土再利用実証実験」について Q&Aチラシ配布(～13日)
2022/12/14	「福島除染残土再利用実証実験」について環境省・所沢市に緊急要望書提出・記者会見
2022/12/16	環境省住民説明会(定員50名・参加56名)
2022/12/21	新宿説明会(定員50名・参加28名)
2022/12/25	臨時(第183回)埼玉西部土と水と空気を守る会(「福島除染残土再利用実証実験」について)
2022/12/28	所沢市、緊急要望書へ回答
2023/1/29	「汚染土壌再利用どのような問題なのか」学習会
2023/4/26	実証実験反対署名市長に提出
2023/5/9	実証実験反対署名環境省に提出(2875筆)
2023/6/10	がんばる会
2023/7/22	がんばる会
2023/8/5	「福彩支援ニュース39号」印刷・発行
2023/9/2	がんばる会
2023/9/12	原発訴訟第1回控訴審院外集会・入廷行動・報告集会(辻内・後藤講演)
2023/10/22	がんばる会
2023/12/2	がんばる会
2023/12/6	「福彩支援ニュース40号」印刷・発行
2024/1/13	がんばる会
2024/1/16	原発さいたま訴訟第2回期日・報告集会
2024/1/19	汚染土壌問題署名簿市長に提出(2回目)
2024/4/14	「福彩支援ニュース41号」印刷・発行
2024/4/20	がんばる会
2024/5/18	がんばる会
2024/5/28	原発さいたま訴訟第3回期日・報告集会
2024/6/17	最高裁前集会(ヒューマンチェーン:参加者950名以上)

# 福島原発さいたま訴訟を支援する会 2023年度決算報告

(2023.7.01~2024.6.30)

## 収入

項目	金額	前年度収入
前年度繰越	313,223	340,647
会費・カンパ	272,825	144,797
訴訟費用カンパ	0	0
その他(預金利子)	0	0
合計	586,048	485,444

## 地震・最後の警告

～各地の裁判等に参加して～

湯澤 安治

### 【①リサイクルは大嘘】

5/6～ 5/9。私は能登半島を旅した。石川県志賀町のバス停にこんな看板があった。「エネルギー資源も使い捨てからリサイクルへ環境にやさしい原子力」「安全に安心そえて届けます未来へつたえる原子力」。

6月、青森の方が「危ないものは何でもかんでも下北半島か！」の幟旗をつくったといていた。今現在、六ヶ所



リサイクル看板(志賀町)

村に核燃料リサイクル工場は、形だけ存在している。もう 30回以上延期して全く進んでいない。分離する段階のガラス固化という最終段階のところがうまくいっていないからだ。だからリサイクルは

完全嘘っぱち。ハリボテ工場なのだ。

今は各原発がパンパンにため込んで入れてくれといている。下北は原発問題の出発点であり終着点でもある。絵に描いた餅の終わり。リサイクルできると言わないと原発産業の全てが崩れる。だから今「リサイクル」「再利用」を連呼。しかし、それはゴマカシでありダマシなのだ。



安全安心看板(志賀町)



活断層もうやめよう(羽咋郡)



支援ありがとうございます(高屋)

### 【②信念だけは...】

「原発建設を止められたのは私の力ではありません。」

## 支出

項目	金額	前年度支出
ニュース発行	108,142	46,215
(第39・40・41号)		
報告集会	88,402	0
通信費	47,476	47,476
訴訟費用	0	28,220
事業費	0	0
渉外費	5,110	5,110
がんばる会	16,558	34,195
その他	0	11,005
合計	265,688	172,221

残額586,048-265,688=320,360は次年度に繰越ます。

上記の通り報告いたします。

2024年6月30日 代表：北浦恵美

会計：打田ちか・森 斌

皆さんのお陰なんです。自宅は全壊です。でも私たち能登は地震の被害だけ。福島の方々には放射能が加わっている。どんなにつらい想いをされことか ...。地震でいろいろなものが失われました。しかし信念だけは失っていません。『原発はやらない、いらぬ』という信念だけは地震が来ようと雷が落ちようと絶対に奪われるものではありません。」上記は、震源地真上、珠洲市高屋(たかや)町は2003年に計画凍結が発表された原発の計画地だった。反対運動の中心だった同町の圓龍寺住職・塚本真如(まこと)さん(79)。2024年6月30日金沢集会での御言葉だ。



立派な掲示板

### 【③立派な掲示板】

私は5/6～5/9その高屋町と寺家(じけ)町を訪れた。「電源立地広報安全対策事業」と書かれた立派な掲示板。町のいたる所にたっていた。住民は毎日それを見て生活してきた。国や原発側が、心の中にも杭を打とうとした跡だ。寺家町は須須神社の町。日本海側一帯の守護神とされ由緒ある神社。原発を拒否した理由はこの神社を守りたいから。そんな予感がした。地元では地震は最後の警告だと信じられていた。

### 【④6.17不当判決人間の鎖】(6/17最高裁 900人)

原発事故は国の責任。未来に誇れる判断を。鎖は切れる事無く完全に繋がった。国は責任を認められないから反省が無い。それが再稼働推進につながっている。日本晴。心も熱い。

**【⑤志賀原発集会デモ】**(6/30金沢 1100人)

廃炉求め「地震・最後の警告」住民は逃げられない。絵に描いた餅。全容も明らかになっていないのに国と北陸電力は安全宣言。とんでもない思い上がりだ。津島訴訟の三瓶さんも一緒。集会雨。デモ雨止む。

**【⑥女川原発学習会パレード】**(7/7女川 550人)

講師に青木美希さん。美希さんの息子さんも参加。能登で避難できないことが分かった。女川は被災原発で老朽。再稼働なんてとんでもない。使用済みの核ゴミが増えるだけ。福島と同じような事故が起きないか心配。

30年ぶりに町内パレード。大変な暑さ。廃炉!!※主権者は私たち。※女川をなし崩しの「核のゴミ捨て場」ダメ。宮城県は乾式貯蔵施設の説明会開催県民の声を聞くべき→その後→再稼働2024.9から2024.11延期(7/18)→市民知事に容認撤回要求→要求拒否(7/22)→9/1(日)県民集会(仙台)



広報車(女川)



ちんどん屋さん(女川)

**【柏崎刈羽原発学習会デモ】**(7/15柏崎 300人)

講師に上岡直見(元新潟県避難委員会委員)さん。福島瑞穂さん参加。再稼働の是非は県民投票を通じ、住民である新潟県民が決めるべき。知事の胸三寸でもなければ県議会でもない。デモ雨止む。自治労教員多。

**【柏崎刈羽原発政府説明会】**(7/15長岡 120人)

この会には参加していないが、以下新聞報道。県民から疑問符。事故時の避難不安相次ぐ。賠償負担・首都圏了解か。再エネより原発は高い。豪雪で避難できない。そもそも何で私たちは『東電の為に総てを捨てて避難しなけりゃならないのか』教えて下さい。声を聴いているかのように見せるパフォーマンス。→※事故の責任は電気料金と税金値上げで対応と回答。

**【東京都避難住宅追出訴訟】**(7/18東京地裁626号法廷90人)

50席の法廷に人があふれた。傍聴希望者は立見を要望。裁判長は認めず。被告人の意見陳述→この裁判で今も怯えて暮らしている避難者たちは皆、この裁判の行方を、固唾を飲んで見守っています。原発事故さえなければ、必要のなかった避難、味わうことのなかった恐怖は、今日も続いているのです。→この日結審日確認。→次回2024年10月7日(月)14:00東京地裁606号法廷判決言渡し期日

**福島原発さいたま訴訟を支援する会・呼びかけ人** (50音順、2020/5/31現在)

- |       |                             |       |                         |
|-------|-----------------------------|-------|-------------------------|
| 梓澤 和幸 | 弁護士、NPJ代表                   | 小林 実  | 十文字学園女子大学短期大学部表現文化学科准教授 |
| 安藤 聡彦 | 埼玉大学教授                      | 篠永 宣孝 | 大東文化大学教授                |
| 石川 逸子 | 詩人、作家                       | 菅井 益郎 | 国学院大学教授                 |
| 池田こみち | 環境行政改革フォーラム副代表              | 須永 和博 | 獨協大学外国語学部               |
| 磯野 弥生 | 東京経済大学現代法学部教授               | 高橋千劔破 | 作家・文芸評論家、日本ペンクラブ副会長     |
| 井戸川克隆 | 前双葉町長                       | 田中 司  | 立教小学校元校長                |
| 宇都宮健児 | 元日本弁護士連合会会長                 | 暉峻 淑子 | 埼玉大学名誉教授                |
| 菊一 敦子 | 環境・消費者運動                    | 三浦 衛  | 図書出版・春風社代表              |
| 久野 勝治 | 星陵大学教授・東京農工大学名誉教授           | 水島 宏明 | ジャーナリスト、法政大学教授          |
| 小島 力  | 福島県葛尾村原発賠償集団申立推進会代表、詩人      | 山田 昭次 | 立教大学名誉教授(日本近代史)         |
| 後藤 正志 | 元原発設計技術者・工学博士・NPO法人APAST理事長 | 渡邊 泉  | 東京農工大学准教授               |

**支援する会の年会費は一口1,000円です** (口座番号:00130-7-550500 郵便振替口座名:福彩支援)

ご住所、お名前、連絡先(email or お電話番号)を明記の上、お申込みください。会員の方には会報、メールで情報をお伝えします。

※ゆうちょ銀行以外の金融機関から送金される場合は、**ご住所、お名前、連絡先を、下記連絡先にご連絡いただいた上で**、以下宛にお振込ください。

☞ 銀行名:ゆうちょ銀行/金融機関コード:9900/店名:〇一九店(ゼロイチキュウテン)/店番:019/預金種目:当座/口座番号:0550500



福島原発さいたま訴訟を支援する会(略称「福彩支援」) ▶ ウェブサイト: <http://fukusaishien.com/>

\* 北浦恵美 メール/ [apply@fukusaishien.com](mailto:apply@fukusaishien.com) 電話/ 04-2943-7578 ファックス/ 04-2943-7582